

スポーツ・レクリエーションゾーン
(相模総合補給廠共同使用区域内)
基本計画 < 概要版 >



平成27年12月

相模原市

スポーツ・レクリエーションゾーン(相模総合補給廠共同使用区域内)

基本計画 < 概要版 >

目 次

はじめに 1
1. 現況の整理 1
2. 市内スポーツ施設の整備及び利用状況等の把握 4
3. 課題の整理 5
4. 整備コンセプトの設定 6
5. 整備計画(案) 6
6. 管理運営計画 12
7. 事業計画の検討 13

はじめに

市において、JR横浜線の相模原駅から矢部駅の北側に在日米陸軍相模総合補給廠(約 214ha)が立地しており、市民生活や計画的なまちづくりの障害となっている。平成 18 年 5 月、在日米軍再編の最終報告が日米両政府により合意され、相模原駅に近接する相模総合補給廠の一部約 17ha 部分(道路・鉄道用地約 2ha 含む。)の返還と約 35ha 部分の共同使用が承認された。その後、一部返還(約 17ha)については平成 20 年 6 月に、共同使用(約 35ha)については平成 24 年 6 月にそれぞれ日米合同委員会にて正式合意され、平成 26 年 9 月に一部返還が実現した。

計画地は、平成 23 年 2 月に財務省関東財務局において「国有財産関東地方審議会」により「都市公園敷地」として一時使用することについて適當と認めることが答申されたことを踏まえ、本計画では、「相模原駅周辺地区まちづくり計画(平成 21 年度策定)」及び「相模原市広域交流拠点基本計画(平成 26 年度策定)」により、相模総合補給廠共同使用区域(約 35ha)のうち「スポーツ・レクリエーションゾーン(約 10ha)」として位置付けがある区域について、都市公園として整備するための基本計画を策定することを目的とする。



図 1 計画地の位置

1. 現況の整理

1.1 対象地区内及びその周辺の状況整理

計画地周辺には向陽小学校や小山公民館が隣接し、相模原駅から直線で約 300m の距離に位置している。



図 2 周辺図

1.2 上位・関連計画の整理

本計画に関する上位・関連計画は以下のとおりとなっている。

表1 関連する上位・関連計画

上位・関連計画名
新・相模原市総合計画(平成22年3月策定)
相模原市都市計画マスターplan(平成22年3月策定)
相模原市水とみどりの基本計画(平成22年3月策定)
相模原市中央区区ビジョン(平成24年8月策定)
相模原市教育振興計画(平成22年3月策定)
相模原市スポーツ振興計画(平成23年3月改定)
相模原市地域防災計画(平成26年3月修正)
相模原駅周辺地区まちづくり計画(平成22年3月策定)
相模原市広域交流拠点基本計画(平成26年6月策定)

1.3 共同使用開始までの経過と米陸軍敷地内での共同使用に伴う制限の整理

(1) 相模総合補給廠共同使用区域に関する経過

- 平成18年5月 約35haの共同使用が盛り込まれた在日米軍再編の最終報告が日米両政府で承認。
- 平成22年10月 市長と米陸軍司令官で覚書を取り交わし、約10ha部分についてスポーツ・レクリエーションゾーンとして位置付け。
- 平成23年2月 国が市に対して約35haを都市公園敷地として一時使用する国有地利用方針を決定。
- 平成24年6月 日米合同委員会で共同使用区域について合意。

(2) 日米合同委員会における決定内容（抜粋）

共同使用については、日本国政府又は市が、合衆国政府に費用の負担をかけることなく、ゲート入門管理ポイント、保安柵、パトロール道路等を移設、整備及び改良した後に開始するものとする。

表2 相模総合補給廠の条件工事区分(協議結果)

工事区分	整備される施設
市条件工事	・約10ha部分と約25ha部分の境界部に設置される保安柵、パトロール道路、ゲート、照明等
国条件工事	・約35ha内に設置される保安柵、パトロール道路、ゲート、照明、トラック旋回スペース、消火栓等



図3 日米合同委員会における決定内容

(3)「相模総合補給廠の共同使用に関する在日米陸軍司令官と相模原市長との覚書」(要約)

- ①約 10ha部分はスポーツ・レクリエーションゾーンとして、市民及び米陸軍が使用する。また、市が保守管理する。
- ②米陸軍は、市による土地改良及び土地整備、駐車場、半恒久的な管理棟及び野外照明設備の建設並びに夜間の使用を許可する。市が整備する諸施設の詳細については現地使用協定で決定する。
- ③市は米陸軍からの事前許可なしに恒久的な建物を建設しないものとする。スポーツに必要な施設、例えば、バックネット、防球ネット、観覧席等は原則として移動可能なものとし、米陸軍から通知を受けた場合、移動するものとする。
- ④米陸軍は、約 10ha部分を有事及び訓練等で使用時に、市が整備した諸施設を破損した場合、その責を負わない。

(4)三者(国、米陸軍、市)協議結果

- スポーツ・レクリエーションゾーンの整備内容については、様々な制約があることから、基本計画(案)を基に平成24年度から協議を進めてきた。その結果、恒久的な防球ネットや大型遊具の一部設置や、南側に出入口を3箇所増設することなど、基本計画(案)がおおむね了承された。

2. 市内スポーツ施設の整備及び利用状況等の把握

2.1 市内のスポーツ施設を有する大規模公園の整備状況

○市内には、広域公園 1 箇所、総合公園 5 箇所、運動公園 2 箇所、地区公園 3 箇所、近隣公園 12 箇所、街区公園 546 箇所、特殊公園 6 箇所が整備されている。

○計画地は、上位・関連計画を踏まえるとスポーツ・レクリエーションゾーンとしての施設を整備する予定であり、利用が競合すると想定される屋外スポーツ施設を有する公園は、相模湖林間公園(総合公園)、津久井又野公園(総合公園)、相模原麻溝公園(総合公園)、横山公園(運動公園)、淵野辺公園(運動公園)の5公園となる。

○そのほかスポーツ施設としては、都市公園だけではなく体育館や小中学校の校庭の市民開放等、企業が所有するスポーツ施設、民間スポーツクラブなど、市民の健康増進・スポーツ利用を支援する施設が市内に複数立地している。

2.2 競技別の利用状況

(1) 競技人口

○現在、(公財)相模原市体育協会には 33 競技の種目団体と 14 競技のスポーツ少年団が存在し、登録人数が多い上位 2 種目は野球とサッカーとなっている。

(2) 競技施設の状況

○競技人口が多い野球とサッカーについて、市内の施設の状況を整理すると、野球は専用球場として、7 施設、サッカーは専用球技場がなく、陸上との兼用である競技場が 2 施設と整備中の多目的フィールドが 1 施設となっており、両種目とも、休日の利用率が高く施設数が不足している現状にある。

2.3 市内のスポーツ施設に関するニーズ及びスポーツ・レクリエーションゾーンについての意見聴取の状況

導入が想定される市内競技団体へのヒアリングや、スポーツ・レクリエーションゾーンについての地域住民への意見聴取の結果、主に以下のようなニーズがある。

○子供から大人まで幅広い年齢層が使用可能で、かつ、市民選手権などの大会も開催できる野球場及び多目的フィールドの新設について、早急な対応が求められている。

○ホームタウンチームの練習や試合が可能な多目的フィールドの新設の要望があり、観るスポーツの環境整備について早急な対応が求められている。

2.4 観る、支えるスポーツ環境の整備把握

(1) 市民の関心が高い種目

○平成 22 年度に実施した市民 2,000 人を対象とした無作為抽出アンケート調査の結果、市民が応援・観戦するスポーツ種目は、野球が最も多く、次がサッカーとなっている。

(2) 市内のホームタウンチームの動向

○市には、アメリカンフットボール、ラグビー、サッカーのホームタウンチームがあり、近年、躍進を続けている。レベルの高い 3 種のフットボールチームがある都市は、全国的にもほとんど例がなく、本市スポーツの特色となっている。

○これらのチームが市民の身近な場所で練習や交流イベントを行うことにより、チームの定着や競技の普及、スポーツ実施率の向上のほか、市民の誇りづくりや一体感の醸成など、スポーツ振興によるまちづくりが進むものと考えられる。

3. 課題の整理

(1)公園整備における課題等

- 約 35haの共同使用区域のうち、約 10haのスポーツ・レクリエーションゾーンの使用に関しては、整備及び管理等に関する現地使用協定を締結する必要がある。
- 整備に関しては基地内のため米陸軍が許可したもの以外の恒久的な建物の建設が認められないなどの様々な制限があることから、平成 24 年度から制限の内容について米陸軍と調整を行っている。今後は諸施設の詳細について、米陸軍と調整が必要である。
- 周辺住宅に対して、騒音・光害などに配慮した配置計画、導入施設の検討が必要である。
- 現在計画地を囲んでいる壁については、共同使用区域のため、米陸軍・国との協議を継続的に行い、良好な住環境との調和を図りながら検討・対応していくことが必要。

(2)アクセス確保における課題

- 日米合同委員会の合意では出入口の数が 1 箇所であったが、米陸軍との協議の結果、新たに南側に 3 箇所の設置が認められた。
- 公園の開園までに外周道路である(仮称)東西道路、(仮称)南北道路が整備できないため、暫定形でのアクセスとなる。

(3)市内のスポーツ利用における課題

- 市内の野球場・競技場において、休日の利用率は野球場が約 90%、競技場が約 97%と高く、休日の抽選倍率も野球場は約 9 倍、競技場は約 10 倍と施設が不足していることにより、大会の開催や一般利用のための施設が十分に確保できていない状況にあるため、新たなスポーツ施設の整備が求められている。
- ホームタウンチームの試合を開催出来る施設は、市内に相模原ギオンスタジアムしかなく、当施設は陸上競技大会や市民選手権大会等と利用が競合していることから、「観る」「支える」スポーツ環境の充実が必要となっている。

(4)防災機能における課題

- 相模総合補給廠の一部は、市地域防災計画において広域避難場所として指定しているほか、市広域交流拠点基本計画において、広域防災拠点としてのまちづくりを位置付けている。これらを踏まえ、共同使用区域内の約 10ha部分は災害時にこれらの機能が十分に発揮できるようオープンスペースとして整備する必要がある。

(5)返還地のまちづくり計画との調整における課題

- 共同使用区域に隣接する返還地(約 17ha)のまちづくり計画と、歩行者・車両動線、利用上の連携等の調整が必要である。

4. 整備コンセプトの設定

市における計画地の位置付けや立地条件等を踏まえ、相模原駅に近接する広大な空間という特徴を活かし、市民交流機能、スポーツ・レクリエーション機能を備えた市民の憩い・運動・健康・レクリエーション・イベント・防災スペース等として活用することを目標に、以下のようにコンセプトを定め、整備コンセプト案を設定する。

■コンセプト案

誰もが気軽に利用できる 駅近・身近なスポーツ・レクリエーション交流拠点
「（仮称）相模原 スポーツパーク」

5. 整備計画(案)

5.1 整備方針の設定

計画地の立地・アクセス性や市民の利用ニーズを考慮し、整備コンセプトを踏まえ、施設整備に向けた導入機能の整備方針を以下のように設定する。

■スポーツの視点

- いつでも来られる
- 気軽に楽しめる

■レクリエーション・交流の視点

- 利便性を活かした全市的な交流スペース
- 芝生広場や遊具広場を利用した市民が日常的に利用できる

■都市公園として緑とオープンスペース機能の視点

- 都市公園として、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和等による良好な都市環境の充実
- 市街地の貴重なオープンスペースとして、緑や憩いのスペースを市民に提供

■防災機能の視点

- 広域的な救援活動（後方支援活動拠点等）として、災害時における自衛隊、消防、警察など応援部隊の活動の拠点
- 多様な活動に対応できる広いオープンスペース
- スムーズな園内外の避難ルート
- フレキシブルな利用

■公園の管理・便益機能の視点

- 都市公園として利用者の利便性や安全性に配慮した機能の充実

5.2 ゾーニングの検討

(1)ゾーンの設定

整備方針を踏まえ、整備の大きな柱である「スポーツ」「レクリエーション」の2ゾーンを設定する。

ゾーン	整備方針	主な導入施設
スポーツゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の利便性、安全性に配慮し、敷地の東西両端に分けて2箇所に配置する。 ○屋外スポーツ施設は、日常的な一般利用から「観るスポーツ」としてホームタウンチームの利用までができる複数のフィールドを配置する。 ○各屋外スポーツ施設の外周は常設及び仮設フェンス、植栽等を設置し、一般利用者の安全性を確保する。 ○シャワーや更衣室などを附帯した管理棟を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●野球場 ●多目的フィールド ●管理棟(更衣室、シャワー室等) ●倉庫
レクリエーションゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○相模原駅方向からのアクセス性、2箇所のスポーツゾーンからのアクセス性を配慮し、敷地の中央に、様々な遊びやイベントなどの市民の交流など多様に利用できる広い芝生広場や休憩施設、子どもなどの遊具を配置した遊具広場等を配置する。 ○公園全体を周回できる園路を配置し、散策、ウォーキング、ジョギングで利用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●芝生広場 ●遊具広場
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○(仮称)東西道路からのアクセスに配慮し、既存出入口の位置を基に敷地南側中央付近に駐車場を配置する。 ○各エリアの利用者の利便性に配慮し、トイレを分散配置する。 ○防犯性、安全性に配慮し、適宜照明を設置する。 ○緑陰の提供や公園らしい季節感の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場 ●駐輪場 ●トイレ ●照明 ●植栽

(2)ゾーニングの設定

- 利用者の利便性、安全性に配慮し、スポーツゾーンは敷地の東西両端に分け2箇所に配置する。
- 相模原駅方向からのアクセス性、2箇所のスポーツゾーンからのアクセス性を配慮し、敷地の中央に、レクリエーションゾーンを配置する。



5.3 利用者動線の検討

(1) 出入口の位置及び幅員等

- 日米合同委員会にて決定された南側出入口(整備済みの門扉幅 W=8m)のほか、米陸軍との協議によって認められた3箇所の出入口を設ける。
- 通常時の公園利用に伴う入口は4箇所とし、歩行者・自転車及び駐車場出入口利用を想定した以下の幅員構成とする。
- なお、休日の公園利用者数(大会開催時)が一斉退場時に必要な幅員は約6mと算定され、下記の幅員で対応が可能である。

表3 出入口の幅員の設定

出入口		利用想定	主な幅員構成	
A	車両入口・出口	駐車場の車路とゲート機器の設置幅	車路幅 3m+路肩 0.5m×2 ゲート機器の設置幅 1m	総幅員 8m
	歩行者・自転車出入口	来園者のすれ違いと自転車の通行	歩行者 2m 自転車 1m	
B	歩行者・自転車出入口	来園者及び自転車のすれ違い通行	歩行者 6m 自転車 2m	総幅員 8m

5.4 施設規模の検討

- スポーツ・レクリエーションゾーンは基地内のため、米陸軍が許可したもの以外の恒久的な建築物が認められないなどの様々な制約があることから、10haという限られた面積の中で、運動施設率や緑化率に配慮し、必要施設を配置する。

運動施設の整備可能面積 $100,000 \text{ m}^2 \times 50\% = 50,000 \text{ m}^2$

- 市内の競技人口が多い上位2種目(野球・サッカー)の利用施設である市の野球場・競技場において、休日の利用率は野球場が約90%、競技場が約97%と高く、休日の抽選倍率も野球場は約9倍、競技場は約10倍となっている。施設が不足していることにより、大会の開催や一般利用のための施設が十分に確保できていない状況にある。

⇒軟式野球場・多目的フィールドを整備

- 多目的フィールドにおいては、ホームタウンチームによる試合や市民選手権のほか、ニュースポーツも含めた一般利用が見込まれる。また、新たな多目的フィールドの設置により相模原ギオンスタジアムにおける各種利用の競合による飽和状態を軽減することができる。

⇒多目的フィールドを複数面整備

- 球技だけでなく、近年人気が高いランニング需要を取り込むため、安全に走行できるジョギングコースを設置し、幅広い年齢層の健康増進の場を提供する。

(2) 主要施設の概要

表 4 主要施設の総括表

施設名	計画面積	仕様・根拠等
多目的フィールド	① 11,880 m ² (90×132m) (天然芝)	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール利用 等
	② 11,340 m ² (90×126m) (人工芝)	サッカー、ニュースポーツ利用 等
	③ 6,300 m ² (70×90m) (芝生広場内)	大会・イベント等 フェンスなし
軟式野球場	14,000 m ² (C=115.82m, L/R=91.44m) (人工芝)	軟式野球(社会人)利用 等 H=1.2mの脱着式外野フェンスを設置
芝生広場	約 7,500 m ²	野芝等
遊具広場	約 1,500 m ²	複合・大型遊具等
防球ネット	多目的フィールド・軟式野球場とも 固定式 H=15m、脱着式 H= 4m	
夜間照明	多目的フィールド①(天然芝)②(人工芝) に設置	フィールド①(天然芝) なでしこリーグガイドライン 800 ルクス フィールド②(人工芝) JIS スポーツ照明基準 運動競技区分Ⅱの場合 200 ルクス
	軟式野球場に設置	軟式野球 JIS スポーツ照明基準 運動競技区分Ⅱ 内野 500 ルクス 外野 300 ルクス
観客席	多目的フィールド①(天然芝) 1,960 席 軟式野球場 320 席	簡易式観覧席
ジョギングコース	W=3m、L=約 1.4km	
駐車場	普通車 189 台(185 台、身障者用 4 台) 大型バス 6 台	必要台数 普通 171 台、バス 6 台 白線、車止め
駐輪場	400 台(4箇所) ※1箇所バイク兼用	白線のみ(駐輪施設は設けない)
トイレ	3~4 箇所	
管理棟	建築面積 400 m ² 更衣室、シャワー室、トイレ、会議室、 事務室、放送室 等	
倉庫	2 箇所(多目的フィールド、軟式野球場)	
調整池	2,000(m ³)	施設の制約上地下式を採用

表 5 レクリエーション施設の導入イメージと検討課題

目的	施設イメージ	主な検討課題等
日常生活	散策・憩い	○回遊性の確保
		○移動式とする ○日よけとなる移動可能なパラソルを併設する
		○高木植栽
		○地被類を中心に選定
	子どもの遊び	○小学生の低学年から高学年まで対応が可能な大型遊具・ネット遊具等と、幼児から小学生低学年まで対応できる年齢段階に応じた遊具を設置
		○高齢者等が利用できる健康遊具を設置
		○安全確保のため、遊具の安全基準に基づいた離隔を確保するとともに、子ども遊びのゾーンと大人が利用可能な健康遊具ゾーンを分け、安全を確保する。
	健康づくり	○多様な遊び、アフタースポーツの休憩・交流スペースにも活用可能な広さの確保
		○高齢者も気軽に利用できる遊具の選定
		○他都市事例等を踏まえた、利用しやすく耐久性のあるコースの仕様
イベント	フリマーケット 屋外コンサート 市民イベント	○多様な健康プログラムの開催等(走り方教室、シニア軽スポーツ教室 等)
		○想定するイベントイメージ ○芝生の保護に配慮した利用

5.5 防災機能の検討

(1) 計画地の位置付け

- 計画地は「相模原市地域防災計画」において「広域避難場所」として指定しているほか、市広域交流拠点基本計画において「広域防災拠点」機能の導入を位置付けている。
- また、災害時の緊急輸送道路となる国道 16 号(県指定)等の幹線道路に比較的近く立地している点等から、防災拠点としての活用が十分期待できる。

(2) 必要機能

- 防災拠点の位置付けとしては、大きく 3 つに分別されるが、本公園においては、以下の2つの位置付けを踏まえた時系列による機能・施設の確保が求められる。

表 6 防災拠点の位置付けと必要機能

		本公園が担う範囲	
		発災直後	緊急～復旧・復興段階
		地域防災拠点	広域防災拠点
役割	◆市内の防災拠点 ◆地域住民の避難支援、避難生活支援	◆広域的な救援活動(後方支援活動拠点等)として、災害時における自衛隊、消防、警察など応援部隊の活動の拠点	
想定される機能施設	◆広域避難場所 ◆市民を対象とした備蓄機能 ◆災害用トイレ	◆指揮調整機能(広域を対象、他の拠点との連携) ※管理棟の利用を想定 ◆備蓄機能 ◆救援復旧活動用地 ◆救援物資の中継・分配機能 一時保管機能((仮設)清新一般倉庫との連携) ◆広域支援部隊等の一時集結・ベースキャンプ機能 ◆ヘリコプター臨時離着陸場 ◆自家発電設備 ◆災害用トイレ ◆耐震性貯水槽 等	

5.6 施設配置計画

スポーツ・レクリエーションゾーンの配置計画を以下のように設定する。

(運動施設率(多目的フィールド③)(芝生広場内)除) 37.220 m² / 10ha=37.22% <50%

基本計画図



5.7 環境の保全と創出に関する検討と設定

(1) 緑の保全又は緑化について

- 米陸軍との協議の範囲内で樹木を植栽し緑化を図るとともに、希少植物が植生している場合は、保全のための適切な対応を図る。

表 7 緑の保全又は緑化等に向けた対応方針

項目	対応方針
緑の保全	米陸軍との協議で許容される範囲内で、都市公園としての機能(緑化率 30%程度)を確保するため、樹木を植栽し、緑化を図る。
希少植物の保全	整備エリア内に希少植物が植生している場合は、保全のための適切な対応(移植等)を図る。
土壤汚染	現地調査を踏まえ土壤汚染対策法に基づく対策を検討する。

(2) 景観について

- 都市公園として、市民に憩いの空間を提供できるランドスケープを創出する。
- 米陸軍と協議の範囲内でスポーツ施設を整備する。なお、視界を遮るような恒久的な高層建築物は建設することはできない。
- 防球ネットや夜間照明施設、建築物(管理棟、トイレ、倉庫等)については、市景観条例に基づき色彩等に配慮した計画とする。

(3) 近隣対策について

- 騒音:周辺住民に迷惑を及ぼさないように、観戦型スポーツ施設(多目的フィールド①)は、住宅地から最も離れた東側エリアに配置する。
- 光害:周辺住民に迷惑を及ぼさないように、ナイター設備の向き、ルーバー等の設置など工夫する。
- 砂塵:周辺住民への影響に配慮し、野球場や多目的フィールドを芝生化することにより、防塵対策を図る。

(4) 文化財への対応について

- 埋蔵文化財の包蔵地については、共同使用区域内の約 10ha部分の北側にある約 25ha部分の一部に包蔵がされている可能性はあるが計画地の約 10ha部分は包蔵の記録がない。

6. 管理運営計画

- 本公園においては、共同使用区域は基地内であり、施設の設置には様々な制限があるため附帯事業で民間ノウハウを活用できる幅が少ないと、有事の際は使用を中断しなくてはならないことから、市の直接管理を基本に、他の管理方法についても今後検討していくものとする。

- 施設の利用については以下のとおり想定している。

開園時間(案)	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
多目的フィールド①(天然芝)	1 日 2 時間程度
多目的フィールド②(人工芝)	午前 9 時から午後 8 時まで
多目的フィールド③(芝生広場内)	午前 9 時から日没まで
軟式野球場(人工芝)	午前 9 時から午後 8 時まで
管理棟・駐車場	午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

7. 事業計画の検討

(1) 公的補助金等の整理

- 市債を充当する。
- 都市公園の整備に対する補助金は、一般的に都市公園整備補助金や社会資本整備総合交付金等が想定される。
- 都市公園の整備に対する補助金の交付対象となる施設は恒久的な設置を求められるが、本公園は有事の際は米陸軍が使用し、場合によっては本公園の施設を解体撤去する可能性があるため施設が恒久的に担保できないことから、補助金の導入については調整が必要である。

(2) 事業方式の整理

- 「相模原市PPP(公民連携)活用指針(平成26年12月策定)」に基づき、公民連携事業として、公設民営(指定管理者制度)、DBO方式、PFI方式の3つの事業方式の検討を行った。
- 本公園においては、共同使用区域は基地内であり、施設の設置には様々な制限があり附帯事業で民間ノウハウを活用できる幅が少ないと、有事の際は使用を中断しなくてはならないことから、市の直接管理を基本に、他の管理方法についても今後検討していくものとする。

(3) 概算工事費の算定

- 対象公園の概算事業費について算定した。整備は3箇年に分けて行うことを想定するため、年度ごとの事業費を合わせて算定する。

表8 事業費の算定

項目	金額	備考
総事業費	4,290 百万円	(税込み) H27,28=8%、H29以降10%
調査設計費	158 百万円	
建設費	4,127 百万円	

(4) 事業スケジュールの検討

- 事業手法や段階的な供用開始を踏まえた事業スケジュールを以下のように想定する。
- 平成26年度は共同使用を開始するために必要なフェンス等の工事を完了し、平成27年度は共同使用が開始された後に現地で様々な調査を行うことから、平成28年度から事業の着手を図る必要がある。
- 公園整備工事は平成28年度からの3箇年を想定し、整備が終了したエリアから暫定オープンを想定する。また、公園暫定オープンと合わせて(仮称)東西道路についても暫定開通ができるよう調整する。

表9 事業スケジュール

	事業スケジュール					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31
基本計画		→				
基本設計		→				
パブリックコメント		→				
大規模事業評価		→				
意見聴取		→				
調査(環境等)		→				
実施設計		→				
公園整備			→			
開園				段階的開園		全面開園

※事業スケジュールについては、今後の米陸軍との協議や詳細設計等により変更が生じる場合がある。

[スポーツ・レクリエーションゾーン\(相模総合補給廠共同使用区域内\) 基本計画< 概要版 >](#)

平成27年12月

相模原市 環境経済局 環境共生部 公園課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話:042-754-1111(代)